

風連町 名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容			

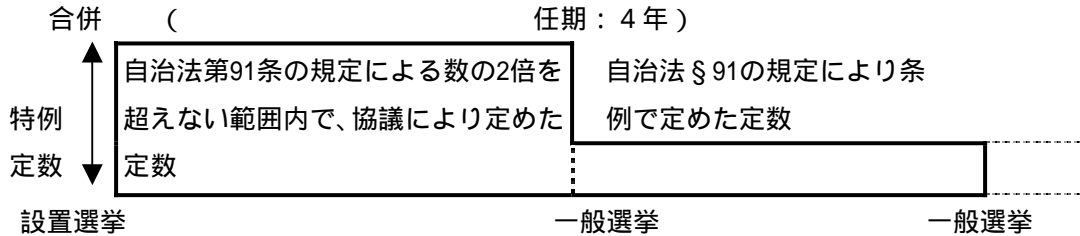
区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定 数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。  地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市及び2万以上の町村  * 人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第254条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。  * 合併後の人口が 5万人未満の場合 = 26人 2倍を超えない範囲 26人 × 2 = 52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないので定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）		

## 議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

### 1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

#### [法制度]



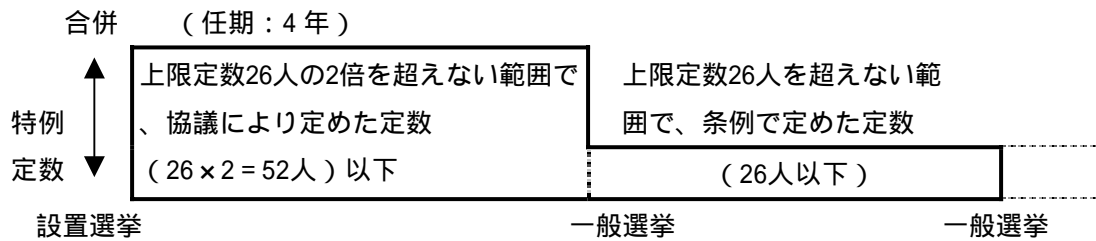
#### [新市の場合]

人口（平成12年国勢調査）

名寄市 27,760人

風連町 5,568人 （計 33,328人）

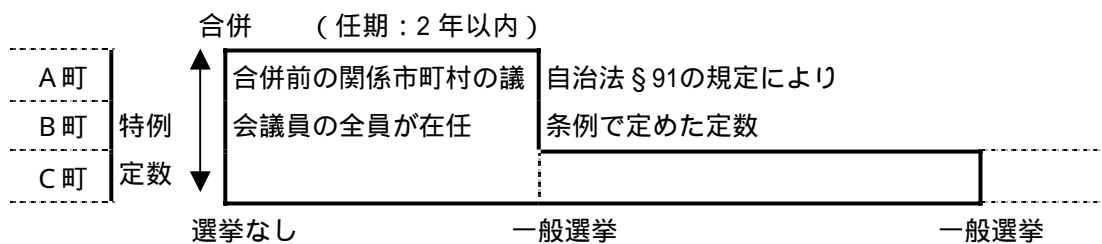
自治法第91条の上限定数 26人



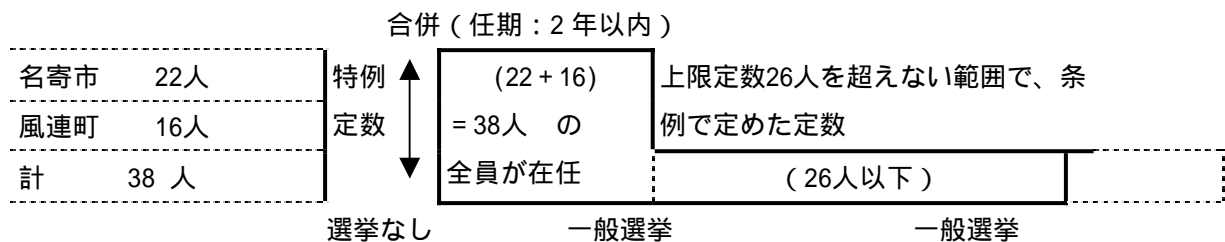
### 2 在任特例（合併特例法第7条第1項）

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員であることができる。

#### [法制度]



#### [新市の場合]



## 市町村議会議員の定数

	現行人口区分	法定数	改正後人口区分 (H15.1.1施行)	上限数
町村	人口2千人未満	12人	人口2千人未満	12人
	人口2千人以上5千人未満	16人	人口2千人以上5千人未満	14人
	人口5千人以上1万人未満	22人	人口5千人以上1万人未満	18人
	人口1万人以上2万人未満	26人	人口1万人以上2万人未満	22人
	人口2万人以上	30人	人口2万人以上	26人
市	人口5万人未満	30人	人口5万人未満	26人
	人口5万人以上15万人未満	36人	人口5万人以上10万人未満	30人
	人口15万人以上20万人未満	40人	人口10万人以上20万人未満	34人
	人口20万人以上30万人未満	44人	人口20万人以上30万人未満	38人
	人口30万人以上40万人未満	48人	人口30万人以上50万人未満	46人
	人口40万人以上50万人未満	52人		
	人口50万人以上70万人未満	56人	人口50万人以上90万人未満	56人
	人口70万人以上90万人未満	60人		

## 先進事例

### 議員特例を使った事例

篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

4 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 1 月間引き続き新町の議会の議員として在任する。

西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

2 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

3 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日新設合併）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 2 月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

山県市（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

- (1) 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 16 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市の議会の議員の定数は 22 人とする。
- (3) 選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

あさぎ町（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 1 月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

## 議員特例を使わない事例

峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町合併協議会（平成 16 年 3 月 1 日新設合併予定）

[京丹後市]

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 30 人とし、新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。

飛騨四町村合併協議会（古川町、河合村、宮川村、神岡町）（平成 16 年 2 月 1 日新設合併予定）

[飛騨市]

幹事会における意見：先進事例をみると在任特例を採用しているところが多く見受けられるが、当地域としては、法定定数 26 人を議員定数とすることが望ましいと思われる。

観音寺市、山本町、大野原町、豊中町、豊浜町、財田町合併協議会（平成 17 年 3 月 1 日新設合併予定）

（3町離脱のため事務局閉鎖中（2003.12.1 現在））

- （1）新市の議会の議員については、新市の設置の日から 50 日以内に、地方自治法第 91 条第 7 項の規定に基づき、1 市 5 町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。
- （2）地方自治法第 91 条第 7 項の規定に基づき、1 市 5 町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、30 人とする。

## 議会議員の定数及び任期に関する法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）＜平成15年1月1日から施行＞

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

五 人口5万人以下の市及び人口2万人以上の町村 26人

（第一号から第四号及び第六号から第十一号は記載省略）

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第67号）

（議会の議員の定数に関する特例）（平成15年1月1日の自治法改正後）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間。

公職選挙法 (昭和25年 法律第100号)

(選挙の単位)

第12条 (第1項、第2項、第3項は記載省略)

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 (第1項～第5項、第7項、第9項は記載省略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 (第1項、第2項、第4項、第5項は記載省略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

公職選挙法施行令 (昭和25年 政令第89号)

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取り扱い	関係項目	
調整の内容			

区分		任期	
議員	通常	名寄市議会議員（15年5月1日） 風連町議員（17年9月7日）	合併の日 新市の議員 （50日以内）
	在任特例 （最大）	名寄市議会議員（15年5月1日） 風連町議員（17年9月7日）	合併の日から2年以内
	地方統一選挙 迄を任期とした場合	名寄市議会議員（15年5月1日） 風連町議員（17年9月7日）	19年4月30日 新市の議員 （50日以内）
（参考） 首長	名寄市長（16年11月3日） 風連町長（17年4月10日）	新市の市長 （50日以内）	



## 特例採用の事由

地方分権時代を担う基礎的自治体としての基盤の強化と効率的な行財政の運営が求められている。

議会の身分の取り扱い、財政の効率化と地域の声を反映させる議員の立場を、どう構築していくかが課題である。

在任特例（合併後2年以内の期間は？）

現在の市・町	理 由
あきるの市	・現議員として、合併後のまちづくりを見届けたい
篠山市	・議員の任期はわずかしかなかったが、議員発議で協議会を作った経緯もあり、1年間くらいは地域のことを見届けたい。 ・年金の特例がなかった。
あさぎり市	・新市においても、地域の実情等を熟知した現議員が合併後1年間は責任を持って予算執行等を見定め、平成26年度当初予算編成まで在任することが適当であると認められるため、平成26年4月末日までの在任とする。
東かがわ市	・合併前の各町行政を熟知した現議員が、合併後の新市建設計画の円滑なる実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を見届けるのは現議員の責任でもある。
千曲市	・合併前の議員が新市建設計画の実施状況を一定期間見届けことが新しいまちづくりのスタート時において必要と考えた。
加美町	・制度上、町長が失職するため、合併を進めてきたもう一方の車輪である議会議員が、合併後の過渡期の一定期間在職し、合併協議の経過を踏まえて、新町の事務事業執行に対して責任を持つことが不可欠である。 ・合併で「住民の意見が行政に届きにくくなる」との懸念もあり、地域審議会等が機能するまでの間は、地域の声を新町政に反映する役割は、主に議会議員が担う必要がある。 ・新町の予算及び決算の審査を通じて、新町の事務事業執行に責任を持ち、さらに地域の声を反映させることを考慮すると、合併1年目の決算審査を踏まえた3年目の予算審査まで在任することが適当である。（2年間の在任特例）
効果	ア.地域住民の声を今までどおり行政に反映させることができる。 イ.合併に伴う住民不安を和らげ、地域バランスの確保が期待できる。
課題	ア.首長など特別職が失職する中で、一時的ではあるが議員数が減少されず、行政経費の削減につながらない。 イ.特例終了後は市長の選挙と別々になり、選挙経費が別途必要となる。 ウ.一時的な議員増のために、大幅な議場改修費が必要となる場合がある。

定数特例 (法定数26人の2倍以内の人数は?)

現在の市・町	理 由
佐渡市	・地域審議会を設置するため在任特例は適用しない。ただし、議員数が激変するのを避けるために定数特例を適用する。
郡上市	・規模の小さな村の急激な変化に配慮するため、旧町村の区域ごとの小選挙区制度を採用し、各選挙区の定数を協議しながら、なるべく定数に近い人数にするために、定数特例を採用する。
効果	ア.選挙区の設定などで、人口の少ない地域でも議員を確保できる。 イ.議員選挙が、一般的には市長選挙とあわせて実施できるため、選挙経費を節減できる。
課題	ア.一般的には在任特例より議員数は減少するが、行政経費の削減効果が薄れる恐れがある。 イ.議場改修費などで大幅な費用がかかる恐れがある。

特例を適用しないとする理由 (法定数26人を超えない適正議員数は?)

現在の市・町	理 由
今治市	・住民は、合併に行財政経費の削減や、行財政の効率化に最も期待を寄せており、議員定数においても合併の原点に立ち、経費節減効果の高い地方自治法の原則を適用する。
京丹後市	・住民意識調査の結果、住民が合併に期待することの中で、行政経費の削減への期待が多かったことを重視した。
西近江市	・合併で、財政面での効果である人件費削減の観点から、特例を適用させるのは住民への説明責任が果たせない。 ・町長が失職するのであれば議員も失職して、新市において新しい市議会議員を選ぶべき
効果	ア.合併構成市町村数が多いほど議員数が多く削減できる。 イ.議員選挙が、一般的には市長選挙とあわせて実施できるため、選挙経費を節減できる。
課題	ア.議員の数が減ることにより、住民の声が行政に届きにくく恐れがある。 イ.合併特例区協議会や地域協議会、市役所機能の分担化など、新市の行政システムのあり方と深くかかわってくる。

最近新設合併した議員数状況調べ

自治体名	合併自治体数	延長期間	合併後議員数	議員定数	2回目以降定数	合併年月日	人口	
篠山市	4町	1年1カ月	57	26	22	平成11年4月1日	47,483	在任特例
西東京市	2市	2年	42	36	30	平成13年1月21日	180,853	在任特例
さいたま市	3市	2年	100	64		平成13年5月1日	1,170,479	在任特例
さぬき市	5町	1年2カ月	66	26		平成14年4月1日	57,018	在任特例
南アルプス市	6町村	1年11カ月	95	30		平成15年4月1日	71,364	在任特例
山県市	3町	1年1カ月	42	22		平成15年4月1日	31,831	在任特例
静岡市	2市	2年	74	58		平成15年4月1日	702,444	在任特例
東かがわ市	3町	2年	42	未定		平成15年4月1日	37,072	在任特例・出直し選挙
宗像市	1市1町	1年7カ月	38	24	22	平成15年4月1日	92,583	在任特例
周南市	2市2町	2年	78	34		平成15年4月21日	157,822	定数特例5/16 議会解散決定
瑞穂市	2町	1年	31	20		平成15年5月1日	46,006	在任特例
千曲市	1市2町	1年8カ月	55	28		平成15年9月1日	64,257	在任特例
いなべ市	4町	2年	60	24		平成15年12月1日	45,398	在任特例
飛騨市	2町2村		26	26		平成16年2月1日	30,421	設置選挙
本巣市	3町1村	1年8カ月	40	26		平成16年2月1日	34,911	在任特例
佐渡市	1市7町2村		60	30		平成16年3月1日	70,458	定数特例
かほく市	3町	1年2カ月	46	26		平成16年3月1日	35,492	在任特例
あわら市	2町	1年4カ月	34	26		平成16年3月1日	31,701	在任特例
郡上市	3町4村		90	30	26	平成16年3月1日	49,779	設置選挙・選挙区
下呂市	4町1村		68	26		平成16年3月1日	40,102	設置選挙
安芸高田市	6町	9カ月	73	26		平成16年3月1日	34,245	在任特例
対馬市	6町	1年3カ月	90	26		平成16年3月1日	41,101	在任特例
壱岐市	4町	2年	62	26		平成16年3月1日	33,570	在任特例
上天草市	4町	1年1カ月	62	26		平成16年3月1日	35,314	在任特例
阿賀野市	2町2村	7カ月	74	26		平成16年4月1日	48,830	在任特例
東御市	1町1村	8月	36	26		平成16年4月1日	32,130	在任特例
伊豆市	4町	6カ月	56	26	22	平成16年4月1日	37,979	在任特例
御前崎市	1市1町		29	18		平成16年4月1日	35,855	設置選挙
京丹後市	6町		104	30	26	平成16年4月1日	66,203	設置選挙
養父市	4町	7月	56	22		平成16年4月1日	29,991	在任特例
三次市	1市4町3村			38	30	平成16年4月1日	62,082	定数特例・選挙区
四国中央市	2市2町1村	1年11カ月	69	30		平成16年4月1日	96,003	在任特例
西予市	5町		78	31	26	平成16年4月1日	47,281	定数特例・選挙区
在任特例をせず			法定定数					

風連町・名寄市合併協議会調整内容

参考資料

協議事項	B - 3 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成 年 月 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。		

現在の農業委員会の定数及び任期	風連町		名寄市		行政面積計 53,523ha 耕作面積計 10,718ha
	定数 18人 選挙委員 14人 選任委員 4人 (議会推薦2人、農業協同組合推薦1人、共済組合推薦1人) 任期 平成17年 7月19日 (行政面積 22,061ha 耕作面積 4,958ha)	定数 21人 選挙委員 15人 選任委員 6人 (議会推薦3人(内女性委員1人)、農業協同組合推薦2人、共済組合推薦1人) 任期 平成17年 7月19日 (行政面積 31,462ha 耕作面積 5,760ha)			
新市農業委員会の定数及び任期	区分	選任方法等	定数	任期	根拠法令
	新市に1つの農業委員会を置く場合	原則	新たに選挙する	条例で定める数	3年
特例		右記載の定数を超えるときは、関係市町村の選挙による委員で互選	協議により80を超えず、10を下らない数 (注)	合併後1年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める	農業委員会等に関する法律第3条、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
(注) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。					

## 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（昭29法185・昭32法72・昭55法67・平11法87・一部改正）

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

（1）農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1名

（2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員が全てなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員の推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（昭29法185・昭32法72・一部改正）

農業委員会等に関する法施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第2条 法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては360ヘクタール、都府県にあつては90ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の以下に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(昭 32 政 131、追加、昭 38 政 171、昭 41 政 90、昭 55 政 221、平 10 政 176、平 11 政 416・一部改正)

市町村の合併に関する法律(昭和40年法律第6号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

## 先進事例

### あきる野市

新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

### 篠山市

新たに1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

### 西東京市

新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

### さいたま市

新市に1つの農業委員会を置き、3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

### 北上市

新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

また、選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員が5人、議会推薦委員5人とする。

### さぬき市

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

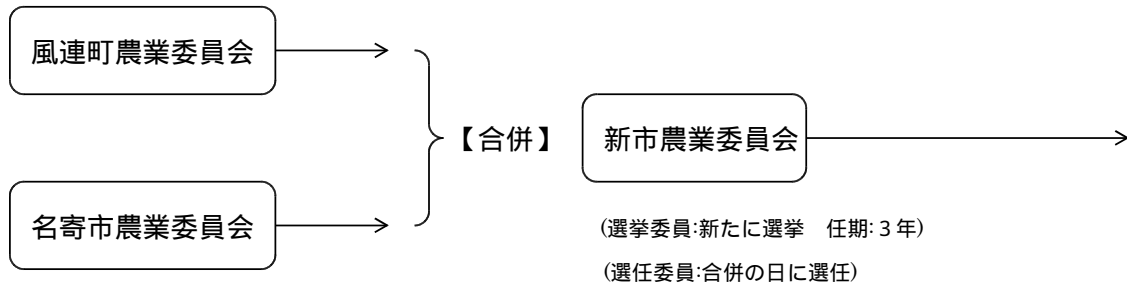
## 農業委員会の委員の定数 任期等に関する制度の内容

### (1) 新設合併の場合

#### (ア) 「合併後 1 農業委員会を設置」(原則)

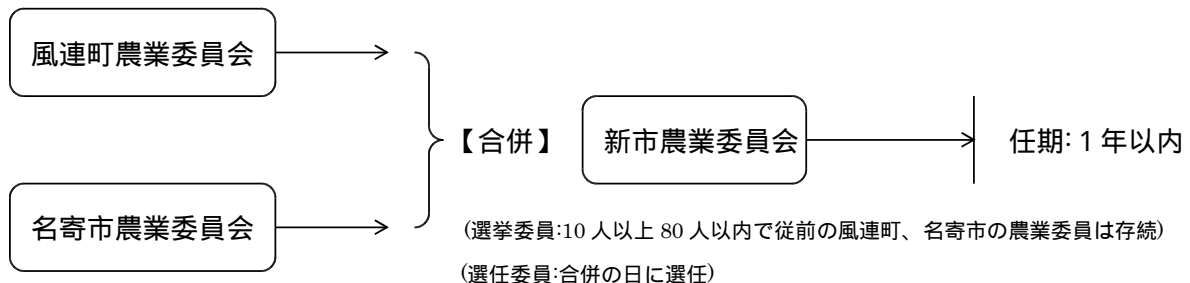
合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い) 新設の市町村につき1個の農業委員会となる。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行う。また、選任委員については合併の日を選任する。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第11条、「公職選挙法」第33条第3項
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条



#### (イ) 「合併後 1 農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(10人以上80人以下で定める数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。)



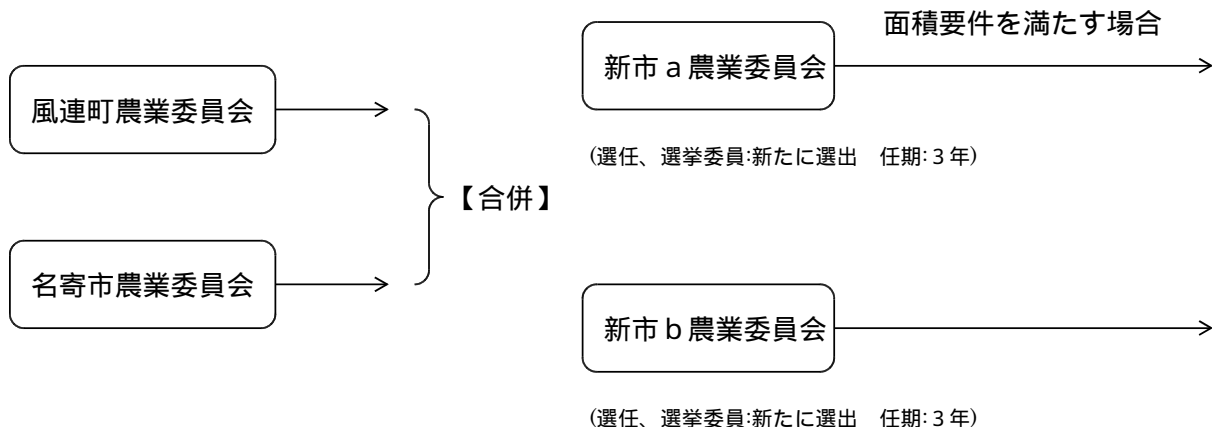
また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日を選任する必要があります。

#### (ウ) 「合併後 2 以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができる。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日速やかに選任します。)



・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

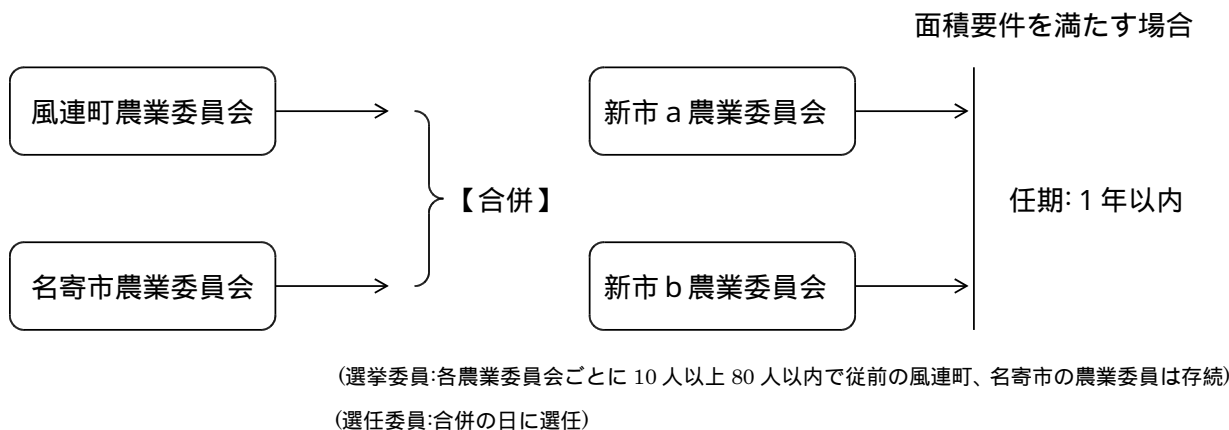


(エ) 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

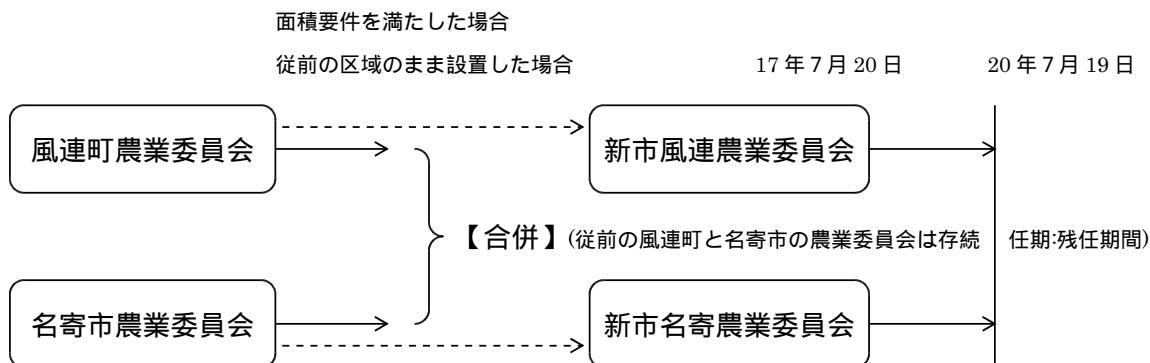
なお、この場合の選任委員については、(イ)と同様に合併日に選任することとなります。



(オ) 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、(ウ)で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

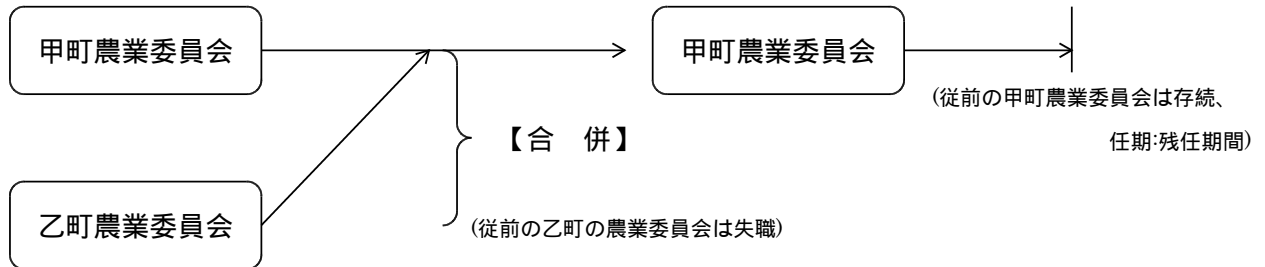
・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第1項



(2) 編入合併の場合

(ア) 「合併後1農業委員会を設置」(原則)

編入される市町村の農業委員会は廃止され(したがって、編入される農業委員会の選挙委員、選任委員はともに身分を失い)、編入した市町村につき1個の農業委員会となります。(編入した市町村の農業委員会は、そのまま存続し、当該市町村の農業委員会の農業委員の身分は選挙委員、選任委員ともに変動しません。)



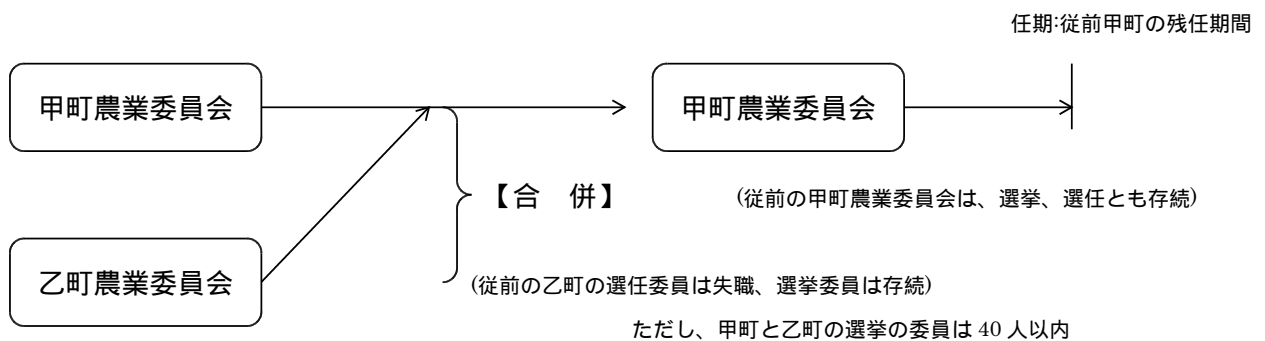
(イ) 「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの(すなわち、編入される側の市町村の選挙委員)は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができます。(40人を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出します。)

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。

・「市町村合併の特例に関する法律」第8条第1項、第2項

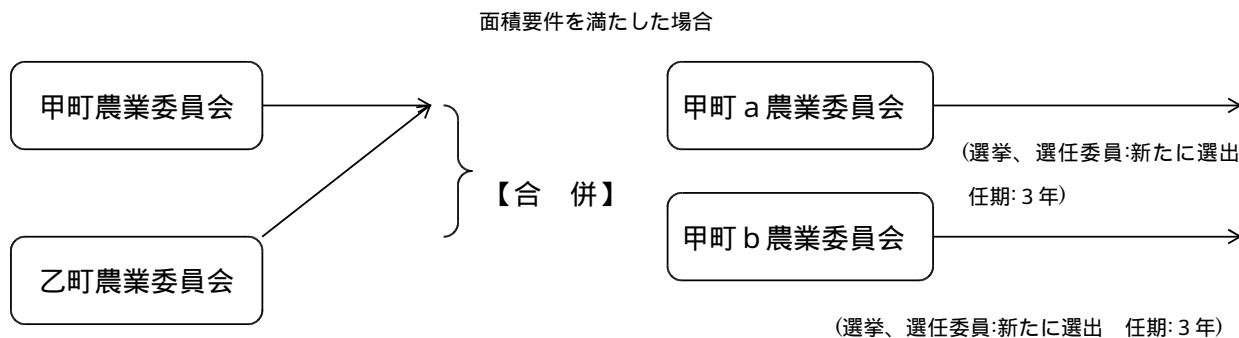
また、選任委員については、編入した農業委員会の選任委員は、引き続き存続しますが、編入された農業委員会の選任委員は、失職します。



(ウ) 「合併後2以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、(1)の(ウ)で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができます。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに合併の日を選任します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項



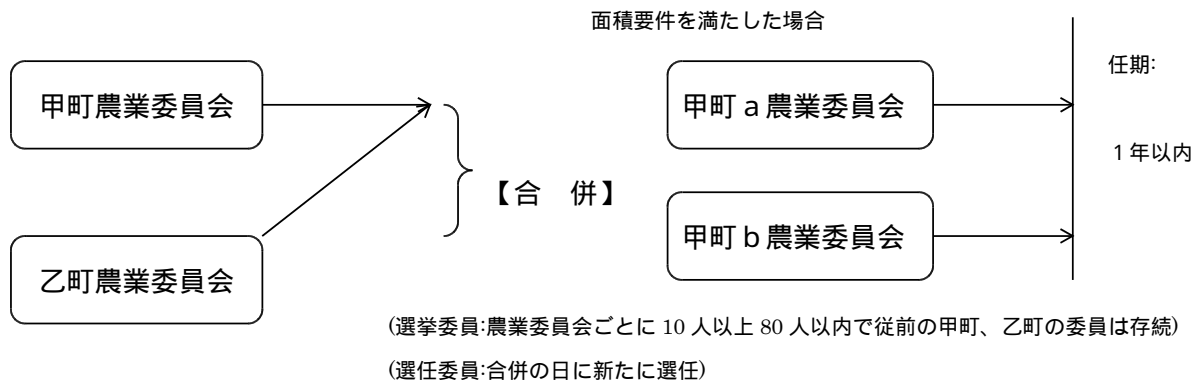
(エ) 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に(イ)で述べた選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村(編入した市町村)は、新たに設置された合併市町村とみなされる。

・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

なお、この場合の選任委員については、(1)の(イ)と同様に合併の日に併せて選任することとなります。



(オ) 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、(1)の(ウ)で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することとができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条

